

意見書案第5号

地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の
整備を国が推し進めることについて

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成20年3月25日提出

議会運営委員会
委員長 鎌田 誠

地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の 整備を国が推し進めることを求める意見書

今、第二期地方分権改革に向けて、農業農村整備にかかる直轄事業制度や直轄事業所の廃止などの検討が行われていると聞いている。

当市においては、先人の開墾や国営事業による北海幹線用水路などの基幹水利施設の造成により、今では道内有数の米の生産を担う一大穀倉地帯に発展している。

地域の基幹産業である農業を継続させていくためには、国営土地改良事業で造成された北海幹線用水路などの基幹的な農業水利施設を、今後とも引き続き国が責任を持って補修整備していく必要がある。

食料・農業・農村基本法（第7条）では、国は、食料の安定供給とともに農業生産活動がもたらす多面的機能の十分な発揮のため、我が国農業の持続的な発展と農村の振興を図るための施策を総合的に策定し実施する責務を有するとされている。また、昨年3月には、食料・農業・農村政策審議会農業農村整備部会で、土地改良事業にかかる「国と地方の適切な役割分担」として、農地や農業用水等の整備に関する国の関与の必要性などがまとめられている。

国の責務、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、引き続き農地や基幹的農業水利施設の整備について国が積極的に関与していくべきと考える。

よって、以下の事項を強く求める。

記

- 1 国営土地改良事業制度は国の責務として、さらに個々の事業を吟味し農家が希望するきめ細かな事業を行うこと。
- 2 上記に必要な体制を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
北海道知事
地方分権推進委員長
全国知事会長
全国市長会長
全国市議会議長会長